

兵庫県公立大学法人防火・防災管理規程

(目的)

第1条 この規程は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合において、その被害を最小限にとどめ又は被害を未然に防止するため、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)における防火・防災管理に関する基本事項を定め、学生、教職員等の生命、身体及び教育研究施設を災害から守ることを目的とする。

(災害の定義)

第2条 この規程において、災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、爆発など災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定めるもののほか、理事長が特に重大な災害と認めたものをいう。

(防火・防災管理の総括)

第3条 理事長は、法人の防火・防災管理に関する業務を総括する。

2 事務局長は、理事長を補佐し法人の防火・防災管理に関する業務を掌理する。

(防火・防災管理に関する計画等)

第4条 事務局長は、法人における消防計画、対応マニュアル等を作成し、関係者に周知するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、防火・防災に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。